



東京三弁護士会就職合同説明会に参加致しました。
司法修習生の就職活動のイベントでは最大のもので、初の出展には緊張がありました。

1 分野限定無料法律相談を開始

新久総合法律事務所では、①地域企業の企業法務（債権回収、労働、契約、知的財産等）、②不動産関連法務、③相続関連法務を注力分野の三本柱としております。

当事務所では、この度、上記三分野をさらに強化し、より多くの相談・案件をお受けするために、下記の分野に限定して、初回 30 分の法律相談料を無料（通常は 30 分 3,240 円）とすることに致しました。

- ① 法人等の債権・未収金回収に関するご相談
- ② 建物明渡し・賃料請求に関するご相談
- ③ 遺産分割・遺言・遺留分に関するご相談

多くの皆様からのご相談をお待ちしております。

※ 既に顧問契約をご締結いただいている方々については、上記よりもお得にご相談いただけます。知人の方々にぜひ当事務所の上記無料相談の利用をお勧めいただけますと幸いです。



マスコットキャラクター 新久たん

——TOPICS——

(2017/7)

- ・佐藤孝丞弁護士が空き家問題に関するセミナー講師を担当。

(2017/8)

- ・顧問契約・他士業提携プランがリニューアル。
- ・顧問弁護士特設サイトを開設。
- ・沼倉悠弁護士が債権法改正に関するセミナー講師を担当。
- ・佐藤孝丞弁護士が職務著作制度について取材を受けた記事が弁護士ドットコムニュース等に掲載。
- ・Facebook ページの「いいね！」が 250 件を突破。
- ・沼倉悠弁護士が中央大学法科大学院同窓会のイベントにパネリストとして登壇。

(2017/9)

- ・当事務所の事務局が日本弁護士連合会主催の事務職員能力認定試験に合格。

(2017/10)

- ・東京三弁護士会就職合同説明会に参加。

2 法人限定の出張法律相談を開始

新久総合法律事務所では、この度、法人のお客様に対し、初回に限り、出張法律相談の提供を開始することになりました(顧問契約をご締結いただいた場合は、初回に限らず可能な場合があります。)

会社経営者の方々は皆忙しい日々を過ごしておられます。

そのような方々にとって、弁護士の出張相談が可能となれば、経営上の法律問題を弁護士により相談しやすくなるのではないかと。また、相談を回答するにあたって必要な資料等が社内にある場合には、出張相談のほうが便宜であることも多いはずと。

今回のサービスは、そのような問題意識の中から生まれました。

お申込みは、ホームページ上のフォームまたはお電話から可能です。

【お申込み連絡先】

電話:043-244-1110

ホームページ:<https://www.komonbengoshi-chiba.jp/>

※トップから「出張法律相談」をクリック、専用フォームよりお申込みください。

新久総合法律事務所

〒260-0027
千葉県千葉市中央区新田町 11-1
小川第2ビル6階
TEL:043-244-1110
FAX:043-332-9480
<https://www.shinku-law.jp/>

—あなたと地域のシンクタンクに—



Shinku Partners

新久総合法律事務所

【編集後記】～担当:弁護士 佐藤 孝丞～

当事務所として外部に情報発信をする機会が増えてきました。

具体的には、所属弁護士によるセミナーや、新サービス・ホームページのリリース等です。

今後もより良いサービス提供に注力してまいります。

【所属弁護士のつぶやき】

・昨年開設した当事務所ですが、解決事例が積み重なっております。ホームページ等で簡単に紹介をする予定ですので、ご覧いただけますと幸いです。(佐藤孝丞)

・ファイナンシャル・プランナーの上位資格である「AFP」を取得しました。会社・個人の予防法務に注力していますので、法律以外のこともお気軽にご相談下さい。(沼倉悠)

・ご紹介により当事務所と顧問契約を締結していただける機会が増えてまいりました。今後ご信頼を得られるよう、依頼者様の「利益の最大化」を目指して業務に邁進いたします。お困りごとがございましたら遠慮なくご相談ください。(畠田啓史朗)